平成２４年（フ）第１６号
埼玉県ふじみ野市西２丁目10番27号　Ｆ．Ｉ．Ｓ上福岡、前住所埼玉県新座市北野２丁目12番20号　さつき荘102号室
債務者　松信　　修
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６７９６号
大阪府摂津市千里丘東４丁目24番20―302号
債務者　大場　　浩
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０４０号
大阪市中央区谷町７丁目１番31号　大栄興産ビル203号
債務者　木村　淳子（旧姓秋葉）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４７５号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目５番10―308号
債務者　前田　孝幸（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５０７号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目５番11―207号
債務者　登玉　晃次
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５２２号
大阪府寝屋川市木屋町２番１―706号
債務者　岩佐　弘信
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５２７号
大阪府豊中市服部本町５―２―５―402、住民票上の住所大阪府堺市北区百舌鳥西之町２丁254番地69
債務者　安塚　　修
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５４４号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目２番11号　アーバン永和102号
債務者　林　　邦芳
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６２７号
大阪府吹田市泉町４丁目32番８号
債務者　伊東富士男
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８６０号
大阪府守口市藤田町５丁目９番６―404号
債務者　田崎　義美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３号
大阪市鶴見区諸口６丁目14番５号
債務者　植田　　睦
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９号
大阪市生野区巽北２丁目５番34号　マック北巽503
債務者　黒木カズ子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０６号
大阪府豊中市曽根南町２丁目13番７号
債務者　横山　博幸
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６２号
大阪府豊中市走井１丁目６番７号
債務者　山形　隆英
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６４号
大阪府東大阪市中新開２丁目10番24号　エイサイハイム107号
債務者　山影　香織
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７９号
大阪市東淀川区淡路１丁目８番１―107号
債務者　有田　敦子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２００号
大阪市城東区東中浜５丁目２番７―401号
債務者　青木伸太郎
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部